

～ 村有地売払いのご案内 ～

村では、活用の予定のない村有地を住宅用地として活用していただくため、村有地の売払いを行います。

下記の公募物件（土地）の取得を希望する方は、別添「村有地公募抽選売払実施要領」をご覧ください、受付期間までに総務課へお申し込みください。

記

○公募物件

物件番号	所在地	地目	面積(m ²)	売払価格(円)	(1 m ² 当)
①	字留寿都 165 番地	宅地	3,936.11 m ²	18,727,000 円	約 4,758 円/m ²

※物件の概要については、裏面をご覧ください。

○売払いの相手（購入者）の決定方法

公募物件の購入を希望する方を募集し、応募が1件の場合は、当該応募した方を、応募が複数の場合は、抽選により、売払いの相手方を決定します。

○売払いの相手（購入者）の決定までのスケジュール

- 1 受付期間 令和3年7月5日（月）から令和3年8月5日（木）まで
- 2 抽選会 別途、応募者に連絡します。

○応募書類の配付窓口及び提出先

- 1 配付・提出先 留寿都村役場総務課管財厚生係
- 2 受付時間 月～金曜日（土日、祝日を除く） 午前8時45分～午後5時30分
※申込用紙は、留寿都村役場総務課管財厚生係に請求していただくか、又は、村ホームページからダウンロードも可能です。

○お問い合わせ先

- 1 担当課 留寿都村役場総務課管財厚生係 【電話】46-3131（内線：194）
- 2 日時 月～金曜日（祝日を除く） 午前8時45分～午後5時30分
- 3 E-mail s-soumu@vill.rusutsu.lg.jp

物件のご案内は、個別に対応しますので、ご相談ください。

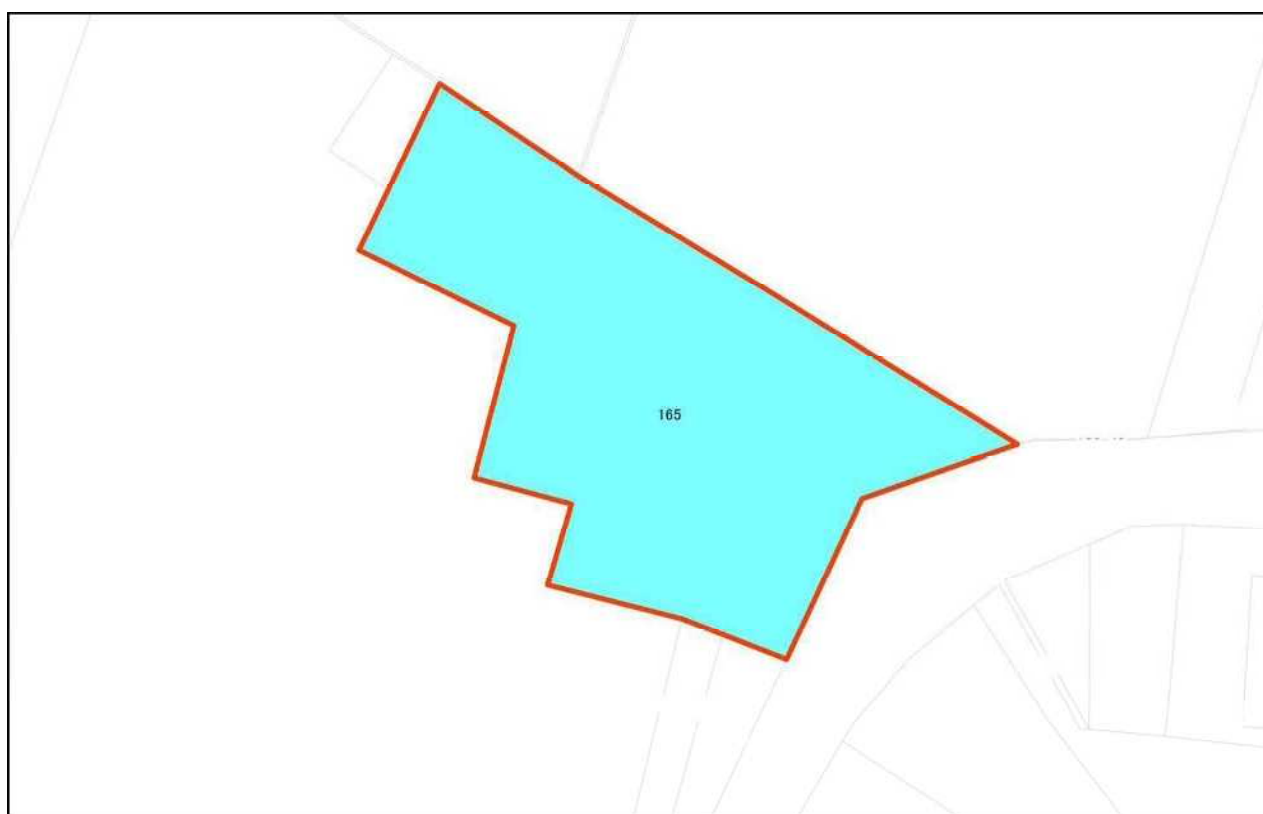
現地案内図

申込みされる際には、事前に現地をご確認ください。
なお、物件は現状引渡しとなります。



公募物件（字留寿都165番地 3,936.11㎡）

公募物件（土地）



0 15 30 60 m

村有地公募抽選売払実施要領

1 公募物件

今回公募により売り払う村有地（公募物件）は、次のとおりです。

* 希望者は、公募物件の確認をしてください。

区分	所在地	地目	面積(m ²)	売払価格(円)	【参考】 1 m ² 当たりの価格
物件番号①	字留寿都 165 番	宅地	3,936.11 m ²	18,727,000 円	約 4,758 円/m ²

* 都市計画区域外であるので、用途地域、建ぺい率及び容積率等の規制はありません。

2 公募抽選売払の概要

公募抽選売払とは、次の各号により村有財産の土地売買契約（以下「契約」という。）の相手方を決定し、契約を締結することをいいます。

- (1) 売り払う村有財産を公表し、契約の相手方を公募します。
- (2) 当該村有財産の購入を希望する方は、指定された期日までに村有地公募抽選売払応募申込書及び関係書類を提出（以下「応募」という。）します。
- (3) 公募物件に対し、応募が1件の場合は、当該応募した方（以下「応募者」という。）を、応募が複数の場合は、抽選により契約の相手方（以下「当選者」という。）を決定し、契約を締結します。

3 応募資格

次のいずれかに該当する方は、応募できません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人等の者）及び破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - ア 本物件を暴力団の事務所その他公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものをいう。）が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (イ) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- エ 前記アからウの者の依頼を受けて応募しようとする者
- (3) 日本国籍を有しない者で永住者又は特別永住者としての在留資格のないもの

4 応募条件

応募できる方は、個人又は法人とし、次の各号及び5 応募方法以降の項目のすべてに了承できる方とします。

(1) 住民登録等

ア 個人の場合（連名（共有）による応募は不可）

村に住民登録がある者で、留寿都村に納付すべき村税並びに使用料等に未納がないものとします。

イ 法人の場合

村に事業所等を設け、事業を営んでいる者で、留寿都村に納付すべき法人村民税を含む村税並びに使用料等に未納がないものとします。

(2) 用途指定

公募物件は1戸建て住宅又は共同住宅（以下「住宅等」という。）その他付帯施設用地（以下「指定用途」）として使用するものとし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。

(3) 住宅等の条件

次のアからオまでの項目のすべてに了承することとします。

ア 住宅等を建設するものであること。

イ 住宅等の入居戸数は、6戸以上であること。

ウ 各戸に玄関、トイレ、浴室、台所、給湯設備及び暖房設備が設置されていること。

エ 1戸当たりの住戸専用面積が、35平方メートル以上であること。

オ 組立式仮設住宅でないこと。

(4) 指定用途に供すべき期日

公募物件の契約の締結の日から起算して1年を経過する日（以下「指定期日」という。）までに住宅等を建築し、供用を開始することとします。ただし、供用を開始できないやむを得ない事情がある場合は、あらかじめ村の承認を得ればその期間を延長することができます。

(5) 指定用途に供すべき期間

指定期日から5年間引き続き指定用途として使用しなければなりません。

(6) 転売等の制限

指定期日から5年間、村の承認を得ないで本物件を売買、贈与、交換、出資等による所有権の第三者への移転、又は本物件に地上権、質権、賃借権、その他使用収益を目的とする権利の設定をすることはできません。ただし、購入後に住宅ローンのために抵当権を設定することは認めます。

また、指定用途に供する前に購入した方が亡くなられた場合は、相続権を有する方が所有権を相続することは認めますが、土地の指定用途等に係る条件についても引き継がれることとなります。

(7) 指定用途以外の使用

指定用途に供すべき期間であっても、余剰している土地がある場合については、当該余剰のある土地を応募者の事業の用に供することは妨げないこととします。

(8) 買戻特約登記

第2号から前号までの事項に違反したときは、村が売買代金をもって買い戻すことができる特約登記を付します。特約期間は売買土地の契約の締結の日から6年間とします。

* 土地を買い戻す際、返還するのは土地の売買代金のみで、契約費用、登記費用、土地の取得・所有に係る諸税、その他の金銭は返還しません。

* 買戻特約により、土地を買い戻す際には、土地を原状に回復する必要があります。

* 買戻特約の抹消登記は、買戻し期間満了後、契約者からの請求に基づいて村が行います。なお、住宅等を建築するために住宅ローンを借り入れる際、金融機関から抹消登記を求められたときは、建築確認検査済証のコピーを添付して抹消登記の請求をすることにより村が行います。

5 応募方法

(1) 応募に必要な書類

応募する方は、村有地公募抽選売払申込書（別記第1号様式）に次の関係書類（申込みの日前3カ月以内に発行されたものに限る。）を添えて、受付期間内にお申し込みください。なお、書類に不備があった場合は受付できません。

ア 納税証明書（ウの宣誓書により村税の未納確認が可能な方は不要です。）

イ 宣誓書（村に納税義務のある村税並びに使用料等に未納がないことの宣誓と関係書類等の閲覧の承諾）

ウ 誓約書（暴力団に関する誓約書）

(2) 応募用紙

応募に必要な村有地公募抽選売払申込書（別記第1号様式）等の様式については、役場総務課管財厚生係に請求していただくか、役場ホームページから様式をダウンロード願います。

(3) 申込資格の確認

応募資格及び応募条件の有無については、受付期間終了後に審査を行います。審査の結果については、別途応募者に通知します。

(4) 受付期間

令和3年7月5日(月)から8月5日(木)までとします。なお、応募書類の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時30分までです。

(5) 受付場所

ア 住所 留寿都村字留寿都 175 番地

イ 場所 留寿都村役場

ウ 担当 総務課管財厚生係

エ 電話 (代表)0136-46-3131

(6) 応募の取下げ

応募書類の受付後の応募の取下げは、村有地公募抽選売払取下書(別記第2号様式)により、受付期間の終了日までに行うことができます。

6 当選者の決定方法等

(1) 当選者の決定

書類審査の結果を経て、応募者が1者の場合は、その応募者を当選者とします。また、応募者が複数である場合は、公開抽選の方法により当選者と補欠者を決定します。

(2) 当選者の資格の譲渡禁止

当選者はその資格を譲与(譲渡)することはできません。

(3) 繰上げ当選者

当選者が何らかの理由で契約の締結をせず辞退した場合、補欠者は繰上げ当選者となります。

7 抽選会の実施

申込者が複数である場合は、抽選会を実施します。抽選会の実施日時及び場所については、別途、申込者に連絡します。

8 契約の説明

当選者には、契約手続の説明を行い、契約に必要な書類等を交付します。

9 契約の締結

当選者は、契約の説明を行った日から14日以内に村有財産(土地)売買契約書により、契約を締結していただきます。

また、契約書には収入印紙を貼付していただく必要があります。

* 参考:印紙税額 契約金額(売買代金) 1,000万円超から5,000万円以下の場合 2万円

* 繰上げ当選した場合は、当選の決定後に契約の説明を行った日から14日以内に村有財産(土地)売買契約書により、契約を締結していただきます。

10 売買代金の支払方法

村有財産(土地)売買契約の締結後、村が発行する納入通知書により発行日から30日以内に売買代金(全額)をお支払ください。

なお、納入通知書記載の金融機関以外では納入することができません。

11 所有権移転の登記等

(1) 公募物件の引渡し

公募物件は、現況引渡しとなります。

(2) 所有権移転の登記

所有権移転の登記は、本物件の売買代金納入後、契約者(当選者)からの所有権移転登記嘱託申請に基づき村が行います。なお、登記嘱託に必要な書類及び登録免許税については、契約者(当選者)に準備していただくことになります。

ア 必要な書類等

契約書・納入通知書(領収印のあるもの)・住民票・印鑑証明書・実印

イ 登録免許税

* 登記完了後は登記識別情報通知を契約者に交付します。

(3) 契約及び登記に要する費用の負担

村有財産(土地)売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に要する登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は契約者(当選者)の負担となります。

12 住宅等建設時の確認

住宅等を建設する場合、速やかに建物の平面図を提出願います。

13 お問い合わせ先

虻田郡留寿都村字留寿都 175 番地

留寿都村役場 総務課管財厚生係 担当 山崎(やまざき)

電話番号 0136-46-3131

Eメール s-soumu@vill.rusutsu.lg.jp

役場開庁時間 午前8時45分から午後5時30分まで(土日、祝日を除く)